

第6章 災害復旧・被災者援護計画

災害復旧にあたっては、災害の再発を防止するため公共施設等の復旧は単なる原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画をたて、早期復旧を目指にその実施を図るものとする。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任者

市長その他の執行機関、北海道、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の指定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し、実施するものとする。

2 復旧工事の実施

復旧工事の実施にあたっては、人員資材等を最大限に活用して復旧作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図るものとする。

3 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画はおおむね次のとおりとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 海岸
- ウ 砂防設備
- エ 林地荒廃防止施設
- オ 地滑り防止施設
- カ 急傾斜地崩壊防止施設
- キ 道路
- ク 港湾
- ケ 漁港
- コ 下水道
- サ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 上水道災害復旧事業計画

(4) 住宅災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(7) 学校教育施設災害復旧事業計画

(8) 社会教育施設災害復旧事業計画

(9) 都市施設災害復旧事業計画

(10) その他災害復旧事業計画

4 激甚災害の指定等

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう務めるものとする。

第2節 被災者援護計画

1 罷災証明書の交付

(1) 市

- ア 市は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罷災証明書の交付体制の確立に努めるものとする。
- イ 市長は、当市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罷災証明書を交付しなければならない。
- ウ 市は、効率的な罷災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- エ 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- オ 市は、住家被害の調査や罷災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(2) 道

道は、災害による住宅等の被害の程度の調査や罷災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災した市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないよう、定期的に各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

なお、道は、発災後速やかに住家被害の調査や罷災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

(3) 市消防本部

市長は、罷災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災の調査結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

- ア 市長は、市内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

- (ウ) 性別
(エ) 住所又は居所
(オ) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
(カ) 援護の実施の状況
(キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
(ク) 電話番号その他の連絡先
(ケ) 世帯の構成
(コ) 罹災証明書の交付の状況
(サ) 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
(シ) サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
(ス) 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
(セ) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項
- ウ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- エ 市長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。
- (2) 台帳情報の利用及び提供
- ア 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- (ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
(イ) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- イ 台帳情報の提供を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
(ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るもののが含まれる場合には、その使用目的
(オ) その他台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項
- ウ 市長は、イの申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、個人番号（本節2の（1）のイの（ス））を含めないものとする。

3 融資・貸付等による金融支援

被災者の生活再建や経営安定等を図る融資・貸付等の金融支援は、次のとおりである。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子・寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害弔慰金
- (5) 災害障害見舞金
- (6) 住宅被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）
- (7) 災害復興住宅資金
- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天災融資法による融資
- (10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- (11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援